証券コード　8536
平成24年６月８日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋３丁目11番２号
株式会社 東日本銀行
取締役頭取　石　井　道　遠

第146期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第146期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成24年６月27日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区日本橋３丁目11番２号
当行本店５階会議室

３．会議の目的事項

報告事項
１．第146期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第146期（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役９名選任の件

第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第５号議案　監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第６号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

4．議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、平成24年６月26日(火曜日)午後５時までに当方に到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成24年６月26日(火曜日)午後５時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記(58頁、59頁)の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(4) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.higashi-nipponbank.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎ 当日当行役職員は、軽装(クールビズ)にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

第146期（平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（１）企業集団の事業の経過及び成果等

［企業集団の主要な事業内容］

当行グループは、当行並びに子会社及び子法人等４社で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務などの金融サービスを提供しております。

［金融経済環境］

当連結会計年度の内外経済を顧みますと、世界経済については全体として減速した状態が続いておりますが、改善の動きや停滞感の強まりに歯止めがかかってきております。

米国経済は、緩やかな回復を続けております。輸出や設備投資は緩やかに増加しており、生産も緩やかに増加を続けております。個人消費については、雇用情勢の緩やかな改善を受け増加しておりますが、バランスシート問題が依然として重石となっております。

欧州経済は、ユーロエリアでは停滞感の強まりに歯止めがかかっております。輸出が海外経済の減速を受けて伸び悩む中、民間設備投資が減速し、生産も減少しております。個人消費については、概ね横ばいとなっております。一方で家計や企業のマインドは悪化に歯止めがかかってきており、一部の国では持ち直しの動きもみられます。

アジア経済は、中国では全体として高成長を続けております。輸出が減速し、生産の増加ペースもやや鈍化しております。個人消費が幾分弱めの指標がみられる一方で、固定資産投資は高い伸びを続けております。

新興国経済は、やや減速しております。輸出や生産は改善の動きがみられるものの、設備投資に減速感がうかがわれます。

わが国経済は、輸出や生産は、海外経済の減速や円高の影響などから、引き続き横ばいの動きとなっております。設備投資は、被災した設備の修復などから、緩やかな増加基調にあります。公共投資は下げ止まっております。雇用・所得環境は、改善の動きがみられるものの、厳しい状態が続いております。個人消費については、自動車に対する需要刺激策の効果もあって、底堅く推移しております。

さらに金融環境を見ますと、緩和の動きが続いております。日本銀行は、金融緩和を一段と強化し、中長期的に持続可能な物価の安定を標榜し、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないことを条件に実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置により、強力に金融緩和を推進していくこととしております。

［当連結会計年度の業績］

このような金融経済環境のもとで、当行及びグループ会社は、業績の伸長と経営の効率化に努めてまいりました結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

損益状況につきましては、貸倒引当金戻入益の計上等により経常利益は、118億23百万円となりました。（前連結会計年度は74億９百万円の経常利益。）当期純利益は、58億32百万円となりました。（前連結会計年度は42億68百万円の当期純利益。）

なお、経常収益は、貸出金利息及び国債等債券売却益が減少したものの貸倒引当金戻入益の計上等により、前連結会計年度比９億19百万円増加し414億６百万円となりました。

純資産額は、自己株式の取得等による減少があったものの当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加により、前連結会計年度比28億円増加し、907億円となりました。また、総資産は、貸出金等の増加により前連結会計年度比534億円増加し、期末残高は１兆8,572億円となりました。

［当行の業務施策等］

当行の主な施策は、次のとおりであります。

中小企業金融への取り組みにつきましては、平成24年１月にお客さまの多様な資金ニーズにお応えするため、㈱三菱東京ＵＦＪ銀行及び日本電子債権機構㈱と提携し、「電手担保融資サービス」の取り扱いを開始いたしました。

また、平成24年２月には、お客さまの海外進出に関するご支援を強化するため、三井住友海上火災保険㈱と海外進出支援に関する業務提携契約を締結いたしました。

お客さま向けサービスの拡充につきましては、平成23年４月に当行初のインターネット専用支店「お江戸日本橋支店」を開設いたしました。

平成23年５月に「環境にやさしく、お客さまにも満足いただけるお店」をコンセプトとした日立支店の新築移転を行いました。

また、平成24年３月には、相続に関するさまざまなご相談にお応えするため、㈱朝日信託と相続関連業務に関する提携契約を締結いたしました。

当行は、ＣＳＲ活動の一環として、前年に引き続き平成23年４月から、東京都の緑化事業に貢献するため、㈱東京都民銀行、㈱八千代銀行との３行共同で定期預金「東京緑の定期」を発売するとともに、緑の東京募金に寄付を行いました。

[当行の業績]

ここで、当行の主要勘定などについて申し述べますと、預金は、期中431億円増加し、期末残高は１兆7,202億円となりました。また、社債は、期中変わらず、期末残高は100億円となりました。

一方、貸出金は、不良債権の最終処理を進めるとともに積極的な需資の開拓に努めました結果、期中320億円増加し、期末残高は１兆3,715億円となりました。このうち個人向け貸出金は、住宅ローン等の減少により期中146億円減少し、期末残高は2,918億円となりました。

有価証券は期中213億円減少し、期末残高は3,537億円となりました。このうち国債の期末残高は1,412億円となりました。

これらの結果、総資産は期中525億円増加し、期末残高は１兆8,569億円となりました。

また、為替業務につきましては、内国為替取扱高は前年度比497億円減少し、６兆4,571億円となり、外国為替取扱高は前年度比50百万ドル増加し、９億６百万ドルとなりました。

次に、当行の損益状況でございますが、貸倒引当金戻入益の計上等により経常利益は、118億５百万円となりました。（前年度は72億49百万円の経常利益。）当期純利益は、54億４百万円となりました。（前年度は42億46百万円の当期純利益。）

なお、経常収益につきましては、貸出金利息及び国債等債券売却益が減少したものの貸倒引当金戻入益の計上等により、前年度比12億72百万円増加し、411億33百万円となりました。

一方、経常費用につきましては、預金利息及び株式等償却等の減少により、前年度比32億83百万円減少し、293億28百万円となりました。

[当行が対処すべき課題]

わが国金融機関を取り巻く環境は、前年度発生した東日本大震災の影響が残る中、平成24年３月に中小企業金融円滑化法の適用期限が平成25年３月末まで延長されることが決定いたしましたが、中小企業を中心に一部の企業で資金繰りの厳しい状況が続いており、地域経済においては金融仲介機能が適切に発揮されることが一層重要となっております。

特に、地域金融機関においては、地域密着型金融のビジネスモデルに基づき、中小企業金融の円滑化への取り組み、コストを意識したこれに見合う収益獲得に繋がるようなお客さまニーズの把握とサービスの提供、面的地域再生への情報・人材面を通じた貢献が求められています。

こうした経営環境におきまして、当行は、前年度において公的資金を完済いたしました。この結果、当行は、安定した収益構造と強固な財務体質が確保でき、より機動的な経営が可能となりました。

今後も当行は、地域金融機関としての本来の使命を果たしていくため、当年度から中期経営計画「Value Up 東日本」をスタートし、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化への取り組みを推進してまいります。

今後とも、経営体質の強化及び合理化・効率化を推進し、経営の健全性の確保と業績の一層の向上に努めるとともに、ますます多様化・高度化するお客さまのニーズに的確に対応してまいる所存でございますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

（２）企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況　（単位：億円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
連結経常収益	452	423	404	414
連結経常利益（△は連結経常損失）	△ 151	84	74	118
連結当期純利益（△は連結当期純損失）	△ 91	46	42	58
連結包括利益	－	－	44	56
連結純資産額	983	1,051	878	907
連結総資産	17,818	17,761	18,037	18,572

ロ．当行の財産及び損益の状況　（単位：億円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預金	16,500	16,321	16,771	17,202
定期性預金	10,131	9,924	10,189	10,527
その他	6,369	6,396	6,581	6,675
社債	100	100	100	100
貸出金	13,886	13,382	13,394	13,715
個人向け	3,491	3,264	3,065	2,918
中小企業向け	8,988	8,816	8,885	9,174
その他	1,406	1,301	1,443	1,622
商品有価証券	－	－	－	－
有価証券	3,137	3,369	3,751	3,537
国債	2,187	2,336	2,022	1,412
その他	949	1,032	1,729	2,125
総資産	17,821	17,764	18,044	18,569
内国為替取扱高	70,033	65,910	65,068	64,571
外国為替取扱高	百万ドル 934	百万ドル 798	百万ドル 856	百万ドル 906
経常利益（△は経常損失）	百万円 △ 15,085	百万円 8,431	百万円 7,249	百万円 11,805
当期純利益（△は当期純損失）	百万円 △ 9,121	百万円 4,632	百万円 4,246	百万円 5,404
１株当たり当期純利益（△は１株当たり当期純損失）	円 銭 △ 50 67	円 銭 23 94	円 銭 21 91	円 銭 30 19

（注）１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

２．社債は、預金保険法第２条第２項第５号に規定する長期信用銀行債等に該当いたしません。

３．１株当たり当期純利益（△は１株当たり当期純損失）は、当期純利益（△は当期純損失）から当期優先株式配当金総額を控除した金額を自己株式数を控除した期中の平均発行済普通株式数で除し、単位未満を四捨五入して算出しております。

（3）企業集団の使用人の状況

イ．企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	1,365人	51人	1,377人	46人

（注）使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ．銀行業の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,397人	1,406人
平均年齢	38年1月	38年3月
平均勤続年数	15年5月	15年8月
平均給与月額	397千円	397千円

（注）1．使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

（4）企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

	当年度末	前年度末
	店（うち出張所）	店（うち出張所）
東京都	46（1）	45（1）
茨城県	13（0）	13（0）
神奈川県	9（0）	9（0）
埼玉県	5（0）	5（0）
千葉県	3（0）	3（0）
栃木県	1（0）	1（0）
合計	77（1）	76（1）

（注）上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を1か所設置しております。

ロ．当年度新設営業所

該当ありません。

ハ．銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ホ．その他

会　　社　　名	主 要 な 営 業 所
東日本ビジネスサービス株式会社	東京都中央区
東日本オフィスサービス株式会社	東京都中央区
東日本保証サービス株式会社	東京都江戸川区
東日本銀ジェーシービーカード株式会社	東京都中央区

（5）企業集団の設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設 備 投 資 の 総 額	1,005

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内　　容	金　　額
発電機更新工事（本店他４ヵ店）	126
尾久支店の新築工事	114

（注）上記の店舗の建替えに伴い上記店舗に係る既存の店舗設備等の除却を行いました。

（6）重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
東日本ビジネスサービス株式会社	東京都中央区日本橋３丁目11番２号	メール業務、現金整理業務、事務用消耗品の調達・管理業務等	昭和59年５月10日	百万円 １０	% １００	
東日本オフィスサービス株式会社	東京都中央区日本橋３丁目11番２号	担保不動産の評価業務、店舗等の保安・警備業務等	昭和62年10月２日	百万円 １０	% １００	
東日本保証サービス株式会社	東京都江戸川区小松川３丁目12番1-101号	信用保証業務等	平成２年７月２日	百万円 ３０	% １００	
東日本銀ジェーシービーカード株式会社	東京都中央区日本橋３丁目11番２号	クレジットカード業務等	平成８年７月１日	百万円 ３０	% ５	

（注）１．当行の連結される子会社及び子法人等は上記の４社であります。
当連結会計年度の経常収益は、414億6百万円と前連結会計年度比９億19百万円の増加となりました。また、当期純利益は、58億32百万円となりました。（前連結会計年度の当期純利益は42億68百万円。）

２．資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。

３．当行議決権比率は、小数点以下を切り捨てて表示しております。

ハ．重要な業務提携の概況

１．第二地銀協地銀42行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。

２．第二地銀協地銀42行、都市銀行６行、信託銀行４行、地方銀行64行、信用金庫272金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連785（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。

３．第二地銀協地銀42行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。

４．ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

（７）事業譲渡等の状況

該当ありません。

（８）その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鏡　味　徳　房	取締役会長（代表取締役）		
石　井　道　遠	取締役頭取（代表取締役）		
水　田　敏　夫	常務取締役 審査部、管理部担当		
越阪部　勝　実	常務取締役 人事部、事務管理部、 コンプライアンス統括部担当		
小　椋　正　治	常務取締役 総務部、営業統括部、 営業推進部、法人営業部担当		
伊　藤　　均	常務取締役 経営企画部、証券・国際部、 リスク統括部担当		
横須賀　一　典	取 締 役 監査部長		
髙　安　正　樹	取 締 役 人事部長兼秘書室長		
大神田　智　男	取 締 役 営業推進部長		
小　口　　勇	取 締 役 本店営業部長		
須　田　賢　司	取 締 役 審査部長		
藤　岡　健　史	常勤監査役		
大　谷　　博	常勤監査役		
大　呑　秀　城	監 査 役（社外監査役）	大呑法律事務所代表	
大　野　克　人	監 査 役（社外監査役）	映画専門大学院大学客員教授 宮城大学客員教授	

（２）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報　　酬　　等
取　締　役	12人	259（112）
監　査　役	5人	48（12）
計	17人	307（124）

（注）１．取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与総額47百万円が含まれております。
２．上記の報酬等には、役員退職慰労引当金の当期引当額296百万円のうち当該事業年度に係る増加額（取締役64百万円、監査役12百万円）が含まれております。
３．括弧内は上記1.及び2.の合計額を内書として記載しております。
４．当該事業年度の退職慰労金は、取締役に対して10百万円、監査役に対して20百万円であります。
また、当該事業年度の役員賞与金の支給はありません。
５．平成６年６月29日の第128期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は月額1,810万円以内、監査役の報酬限度額は月額350万円以内であります。

３．社外役員に関する事項

（１）社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
大　呑　秀　城	大呑法律事務所代表
大　野　克　人	映画専門大学院大学客員教授 宮城大学客員教授

（注）大呑秀城氏は大呑法律事務所代表を兼任しておりますが、同事務所と当行との間に特段の関係はありません。

（２）社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況
大　呑　秀　城	９年９ヵ月 平成14年6月就任	当年度開催の取締役会14回のうち13回出席 当年度開催の監査役会14回のうちすべてに出席
大　野　克　人	４年９ヵ月 平成19年6月就任	当年度開催の取締役会14回のうち12回出席 当年度開催の監査役会14回のうち13回出席

（注）１．在任期間は、１ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
２．取締役会において、大呑監査役は弁護士としての見地から、大野監査役は大手都市銀行の役員経験者としての見地から、適宜質問を行い、意見を表明するなど監査機能を十分に発揮しました。また、監査役会で定めた監査方針に従って、重要な書類の閲覧、営業店の監査等を行い、監査役会に報告しました。

（３）責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

（４）社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	2人	7（1）	該当ありません。

(注) 1．上記の報酬等には、役員退職慰労引当金の当期引当額296百万円のうち当該事業年度に係る増加額（社外監査役１百万円）が含まれております。括弧内にその金額を内書として記載しております。
2．当該事業年度の役員賞与金及び退職慰労金の支給はありません。

（５）社外役員の意見

該当ありません。

４．当行の株式に関する事項

（１）株式数

発行可能株式総数	388,000,000株
発行済株式の総数	184,673,500株

（２）当年度末株主数

7,698名

（３）大株主

発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の氏名又は名称、当該株主の有する株式の数、及び当該株主の有する株式に係る当該割合は次頁の通りです。

株　　主　　名	当行への出資状況	
	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	31,492千株	17.05%
株式会社三井住友銀行	14,906	8.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	11,351	6.14
東栄株式会社	5,635	3.05
三井住友海上火災保険株式会社	4,974	2.69
株式会社北洋銀行	4,121	2.23
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,956	2.14
東日本銀行従業員投資会	3,934	2.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,381	1.83
ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社	3,063	1.65

(注) 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済株式の総数に対する比率で、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．当行は平成24年３月31日現在、自己株式を8,044千株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

① 監査法人の名称及び指定社員の氏名

有限責任監査法人　トーマツ
指定有限責任社員・業務執行社員　公認会計士　岸野　　勝
指定有限責任社員・業務執行社員　公認会計士　佐藤　智治

② 当該事業年度に係る報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　80百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外(非監査業務)の業務に係る報酬等の額　－百万円
合計　80百万円

（注）１．当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
２．当該事業年度における監査法人に、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、80百万円であります。

（２）責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

（３）会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。
また、当行都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合又は公序良俗に反する行為があり、解任又は不再任を相当と判断した場合は、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、解任又は不再任を株主総会に付議します。

７．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当該方針は特に定めておりません。

８．業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保する体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

（１）取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守については、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、その実践にかかる基本方針及び遵守基準を制定しております。また、本部にはコンプライアンス統括部署を設置し、各部店には「コンプライアンス担当者」を配置するとともに、コンプライアンス態勢、倫理綱領、勤務の心得等を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を制定・配賦し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護、個人情報保護等を含めた法令遵守の徹底を図っております。
さらに、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、外部講師招聘による役職員を対象としたコンプライアンス研修の開催、コンプライアンスチェックや店内勉強会を定期的に実施しております。
また、監査役会においては、監査の方針・監査計画・監査の方法等を協議のうえ決定するとともに、各監査役は、法令及び監査役監査基準に従い、取締役に対して提言・助言・勧告等を行っております。また、監査部に監査役付の職員を配置するとともに、外部監査（監査法人）との連携を密にし、業務監査の実効性の堅確化を図っております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、文書管理規程等を定め、これに従い職務執行に係る情報を文書又は電磁情報により電磁的に記録し保存及び管理することとしております。

また、取締役の意思決定に係る文書については、取締役会規程、常務会規程等の各会議体の規程等に、各会議体の議事録を作成し、保存及び管理することとしております。

取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

文書管理規程を制定又は改定する場合には、取締役会及び監査役会の承認を得るものとしております。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、取締役会において主要なリスクごとに「リスク管理の基本方針」を定め、基本姿勢、管理方法、管理体制等を確認しております。具体的なリスク管理については、以下のような管理体制をとっております。

貸出金等の信用リスクにつきましては、クレジットポリシーに基づき与信の小口分散に努めているほか、決裁権限基準・財務分析システムの活用による信用格付制度等に基づき厳格な審査を行うとともに、本部による営業店融資業務の指導、自己査定による信用供与の状況等の把握により管理体制の強化に努めております。また、信用リスク管理の精緻化を図るため信用リスクの定量化モデルを構築し、信用リスクに見合った貸出金利の設定や貸出ポートフォリオの策定等に活用し、信用リスク管理の充実を図っております。

市場関連リスク、流動性リスクにつきましては、資産(Asset)・負債(Liability)を総合的に管理(Management)するためのALM委員会を定期的に開催し、適切なリスクテイクと収益の拡大に努めております。有価証券運用につきましては、適切なリスクリターンによる健全運営と安定収益の確保を基本方針とし、半期ごとに決定する有価証券投資計画に基づいて行っております。また、スワップ取引等のいわゆるデリバティブ取引につきましても、お客さまとの取引や、当行保有資産のリスクヘッジ手段等の実需に基づく利用に徹しております。

オペレーショナルリスクにつきましては、各種マニュアルを整備し、営業店への指導・研修の強化に努め、システムリスク等につきましても、所管部が危機管理計画（コンティンジェンシープラン）等を策定し、管理体制の整備を図るとともに、ORM(オペレーショナル・リスク・マネジメント)委員会を定期的に開催し、事務リスクやシステムリスク等の管理強化に努めております。また、オペレーショナルリスクを総合的に管理する部署を設け、リスクの総体的な把握と適切な管理・削減に努めております。

さらに、当行が直面するリスクを総体的に捉え自己資本と比較・対照する統合的リスク管理を行うことにより、当行の業務の健全性と適切性の確保に努めております。

また、監査部は、ALM委員会、ORM委員会に出席し、リスク管理体制・管理方法の適切性・有効性を検証し改善を求めることによって、是正プロセスが機能するための体制をとっております。

リスク管理の基本方針の下におけるこうした取組について、取締役会及び常務会は、リスク管理の状況の報告を定期的に所管部から求め、対応できる体制となっております。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会規程、常務会規程、組織規程、職務権限規程等の行内規程を定め、適正な職務の分担と権限の委譲を行い、円滑な意思決定と業務の執行が行われる体制としております。

（5）使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守については、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、その実践にかかる基本方針及び遵守基準を制定しております。また、本部にはコンプライアンス統括部署を設置し、各部店には「コンプライアンス担当者」を配置しております。

さらに、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定し、外部講師招聘による役職員を対象としたコンプライアンス研修の開催、コンプライアンスチェックや店内勉強会の定期的な実施、「コンプライアンス・マニュアル」の配付などによりコンプライアンスマインドの醸成・定着化に努めております。

（6）株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行では、グループにおける管理体制を確立するための規程を制定するとともに、統括部署を設置し、関連部署と連携・調整・協議しながら管理にあたっております。本規程ではグループ各社の経営上の重要事項については、当行と協議、あるいは当行へ報告を行うこととしており、統一的な管理が可能な体制となっております。

また、グループ各社の経営実態のモニタリングを四半期ごとに行い、事業計画の進捗状況等について把握できる体制としております。

コンプライアンスに関しては、当行及びグループ各社は規程を制定し、事故・不祥事等が発生した際には当行関連部署へ報告・協議を行う体制としております。

当行監査部は、グループ各社のリスク管理体制やコンプライアンス体制を含む内部管理体制を対象として、その適切性・有効性について監査を行っております。

（7）監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する職員として、監査役付の職員を監査部に配属しております。

（8）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

「監査役付」の人事異動については監査役会の意見を求めることとしております。

（9）取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役会は、取締役が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとしております。

また、使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反、コンプライアンス上重要な事項に関する重大な事実を発見した場合は，監査役会に直接報告することができるものとしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ適宜に意見交換会を開催することとしております。

9．会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

第146期末（平成24年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	82,664	預金	1,718,630
コールローン及び買入手形	25,246	借用金	13,180
有価証券	352,994	外国為替	48
貸出金	1,371,093	社債	10,000
外国為替	738	その他負債	11,166
その他資産	8,949	賞与引当金	844
有形固定資産	19,949	退職給付引当金	6,462
建物	4,530	役員退職慰労引当金	302
土地	13,950	利息返還損失引当金	15
リース資産	954	睡眠預金払戻損失引当金	202
建設仮勘定	62	偶発損失引当金	147
その他の有形固定資産	451	再評価に係る繰延税金負債	3,006
無形固定資産	894	支払承諾	2,451
ソフトウェア	525	負債の部合計	1,766,459
リース資産	33	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	336	資本金	38,300
繰延税金資産	6,973	資本剰余金	24,600
支払承諾見返	2,451	利益剰余金	23,249
貸倒引当金	△14,755	自己株式	△1,448
		株主資本合計	84,701
		その他有価証券評価差額金	1,357
		繰延ヘッジ損益	△576
		土地再評価差額金	5,166
		その他の包括利益累計額合計	5,948
		少数株主持分	92
		純資産の部合計	90,742
資産の部合計	1,857,201	負債及び純資産の部合計	1,857,201

第146期(平成23年４月１日から平成24年３月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**41,406**
資金運用収益	**32,782**	
貸出金利息	29,653	
有価証券利息配当金	3,029	
コールローン利息及び買入手形利息	62	
預け金利息	14	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	**2,934**	
その他業務収益	**1,906**	
その他経常収益	**3,782**	
貸倒引当金戻入益	3,013	
償却債権取立益	5	
その他の経常収益	764	
経常費用		**29,583**
資金調達費用	**2,810**	
預金利息	2,297	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	11	
社債利息	251	
その他の支払利息	250	
役務取引等費用	**1,644**	
その他業務費用	**168**	
営業経費	**23,207**	
その他経常費用	**1,752**	
その他の経常費用	1,752	
経常利益		**11,823**
特別損失		**301**
固定資産処分損	**163**	
減損損失	**138**	
税金等調整前当期純利益		**11,521**
法人税、住民税及び事業税	**709**	
法人税等調整額	**4,962**	
法人税等合計		**5,672**
少数株主損益調整前当期純利益		**5,849**
少数株主利益		**16**
当期純利益		**5,832**

第146期(平成23年４月１日から平成24年３月31日まで)連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	38,300
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	38,300
資本剰余金	
当期首残高	24,600
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	24,600
利益剰余金	
当期首残高	18,811
当期変動額	
剰余金の配当	△ 1,443
当期純利益	5,832
土地再評価差額金の取崩	50
当期変動額合計	4,438
当期末残高	23,249
自己株式	
当期首残高	△ 142
当期変動額	
自己株式の取得	△ 1,305
当期変動額合計	△ 1,305
当期末残高	△ 1,448
株主資本合計	
当期首残高	81,568
当期変動額	
剰余金の配当	△ 1,443
当期純利益	5,832
自己株式の取得	△ 1,305
土地再評価差額金の取崩	50
当期変動額合計	3,132
当期末残高	84,701

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,902
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 544
当期変動額合計	△ 544
当期末残高	1,357
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△ 468
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 107
当期変動額合計	△ 107
当期末残高	△ 576
土地再評価差額金	
当期首残高	4,789
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	376
当期変動額合計	376
当期末残高	5,166
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	6,223
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 275
当期変動額合計	△ 275
当期末残高	5,948
少数株主持分	
当期首残高	75
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16
当期変動額合計	16
当期末残高	92
純資産合計	
当期首残高	87,867
当期変動額	
剰余金の配当	△ 1,443
当期純利益	5,832
自己株式の取得	△ 1,305
土地再評価差額金の取崩	50
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 258
当期変動額合計	2,874
当期末残高	90,742

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項]

(連結財務諸表の作成方針)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　4社

東日本ビジネスサービス株式会社
東日本オフィスサービス株式会社
東日本保証サービス株式会社
東日本銀ジェーシービーカード株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

3．連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

(会計処理基準に関する事項)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち株式及びその他の中の受益証券については当連結会計年度末前１カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3．減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　15年～47年
その他　　３年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を引き当てております。

5．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

6．退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（9,082百万円）については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。

7．役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

8．利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

9．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

10．偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

11．外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12．リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

（1）金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は27百万円（税効果額控除前）であります。

（2）為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結される子会社及び子法人等も主に税抜方式によっております。

ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月４日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

［注記事項］

（連結貸借対照表関係）

１．貸出金のうち、破綻先債権額は6,295百万円、延滞債権額は29,135百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は857百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,656百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は43,944百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,653百万円であります。

6．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、3,555百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	25百万円
有価証券	133,358百万円
その他資産	29百万円
担保資産に対応する債務	
預金	5,536百万円
借用金	13,180百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券23,300百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は3,602百万円であります。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、56,149百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが47,425百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額　10,015百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,003百万円
12. 社債は、劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は522百万円であります。
14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

１．取得原価相当額	有形固定資産	498百万円
	無形固定資産	100百万円
	合計	598百万円
２．減価償却累計額相当額	有形固定資産	424百万円
	無形固定資産	87百万円
	合計	511百万円
３．期末残高相当額	有形固定資産	73百万円
	無形固定資産	13百万円
	合計	86百万円
４．未経過リース料期末残高相当額	１年内	77百万円
	１年超	18百万円
	合計	96百万円

５．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	138百万円
減価償却費相当額	120百万円
支払利息相当額	7百万円

６．減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
７．利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 17,256百万円
年金資産（時価）	9,207百万円
未積立退職給付債務	△ 8,048百万円
会計基準変更時差異の未処理額	732百万円
未認識数理計算上の差異	1,597百万円
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△ 743百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△ 6,462百万円
前払年金費用	－ 百万円
退職給付引当金	△ 6,462百万円

（連結損益計算書関係）

1．その他の経常収益には、株式等売却益254百万円を含んでおります。

2．その他の経常費用には、延滞債権等を売却したことによる損失493百万円、貸出金償却369百万円、及び株式等売却損270百万円を含んでおります。

3．当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地　域	用　途	種　類	減損損失額
茨城県	遊休資産１カ所	土地及び建物動産等	138百万円

（グルーピングの方法）

資産については、営業店単位でグルーピングを行い、また、本部・事務センター・研修所・寮等については共用資産としております。

（減損損失の認識に至った経緯）

営業店舗の建替え等により投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額138百万円を減損損失として、特別損失に計上しております。

（回収可能価額）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。不動産鑑定評価基準等に基づき評価した額により処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,673	—	—	184,673	
合　計	184,673	—	—	184,673	
自己株式					
普通株式	362	7,681	—	8,044	（注）
合　計	362	7,681	—	8,044	

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加7,681千株は、取締役会決議に基づく自己株式取得によるもの7,675千株及び単元未満株式の買取りによるもの６千株であります。

2．当行の配当に関する事項

⑴ 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年６月28日定時株主総会	普通株式	737百万円	4円	平成23年３月31日	平成23年６月29日
平成23年11月14日取締役会	普通株式	706百万円	4円	平成23年９月30日	平成23年12月９日
合　計		1,443百万円			

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成24年６月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

①　普通株式

・配当金の総額　706百万円
・１株当たり配当額　４円
・基準日　平成24年３月31日
・効力発生日　平成24年６月28日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当行グループは銀行業として主に貸出金及び有価証券運用を中心とした業務を行っており、これらの業務を行うために預金を中心に資金調達を行っております。

資金運用については、地域への円滑な資金供給が、地域金融機関の社会的使命であることを認識し、個別の貸出先へのリスクを十分踏まえ、主に地域の中小企業及び個人顧客を対象とした貸出業務を行っております。また、有価証券運用は、資産としての健全性を重視し国債を中心に行っており、証券化商品等、最終的なリスクの所在が明瞭ではない商品への運用は行っておりません。

デリバティブ取引については、顧客との取引等の実需に基づいた資産・負債のリスクヘッジ手段の利用に徹しております。

当行では、銀行の資産と負債を総合的に管理するためのＡＬＭ委員会において、各種のリスクテイクのあり方を検討しつつ、経営環境や市場環境の変化に対応できる銀行全体の運用・調達構造の構築に努めております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金については、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券については、国債を中心とする債券や上場株式等であり、主に銀行業務において運用する目的で保有しております。これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債については、主として地域の法人及び個人から預入された預金であり、風評リスクの顕在化等による当行の信用力低下により、資金の調達が困難となる流動性リスクに晒されております。

外貨建の金融資産・金融負債については、為替相場により価値が変動する為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、リスクヘッジを目的に、金利関連取引の内の金利スワップ取引及び通貨関連取引の資金関連スワップ取引を利用しており、金利・為替などの市場の変動により損失が発生する市場リスク、及び、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスクに晒されております。

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行の金融商品に係るリスク管理体制は以下のとおりであります。また、連結子会社については、当行の管理体制に準じて、各社毎にリスク管理を行っております。

① 信用リスク管理

当行は、「信用リスク管理の基本方針」のほか信用リスクに関する管理諸規程に則り、貸出金については、クレジットポリシーに基づき与信の小口分散に努めているほか、決裁権限基準・財務分析システムの活用による信用格付制度等に基づき厳格な審査を行うとともに、本部による営業店融資業務の指導、自己査定による信用供与の状況等の把握により管理体制の強化に努めております。また、信用リスク管理の精緻化を図るため信用リスクの計量化システムを導入し、信用リスクに見合った貸出金利の設定や与信ポートフォリオの策定等に活用し、信用リスク管理の充実を図っております。なお、与信の集中リスクを適切に管理するため「与信ポートフォリオ管理規程」を制定し、与信ポートフォリオのモニタリングを行い、その状況については定期的にＡＬＭ委員会や常務会に報告することとしております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は、ＡＬＭ委員会が金利リスク管理の基本的方針を検討することとしております。具体的には、事業所向け貸出は変動金利を原則とし、中長期の固定金利住宅ローンにつ

いては、金利スワップによるリスクヘッジを行っております。有価証券については、金利リスクを一定の範囲内に収まるように管理しております。金利リスク管理の所管部署は、定期的に金利リスク量の計測や金利変動による収益シミュレーションを行い、その結果をＡＬＭ委員会や常務会に報告することとしております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券運用については、適切なリスクリターンによる健全運営と安定収益の確保を基本方針とし、半期毎に決定する有価証券投資計画に基づき行っております。

価格変動リスクについては、「市場関連リスク管理の基本方針」に基づいてリスクを適切に把握し、許容範囲を検討したうえで最も有効な資産運用を図り収益を確保する管理体制をとっており、月次ベースで計測されたリスク量が許容範囲内であることを確認の上、ＡＬＭ委員会や常務会に報告することとしております。

(iii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、お客さまによる外貨両替取引や輸出入取引等があります。当行では、市場取引を通じて外貨建の金融資産残高と金融負債残高を管理し、お客さまとの外国為替取引に伴う為替リスクを抑制しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」、「デリバティブ取引」のうち金利スワップ取引であります。また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」の株式及び受益証券であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量の計測をバリュー・アット・リスク(VaR)により行っております。VaRの算定にあたっては、分散・共分散法（保有期間６か月、信頼区間99％、観測期間５年）を採用しております。平成24年３月31日（当期の連結決算日）現在で当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で12,041百万円であります。

なお、当行ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスティングによりVaRの妥当性を検証しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しておりますが、最大損失額の予測を意図するものではなく、前提条件や算定方法により異なる値となります。また、将来の市場の状況は過去とは大幅に異なることがあり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクはVaRで捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理の基本方針」に基づき、資金調達・運用構造に則した適切かつ安定的な資金繰りを行ない、将来不測の事態が発生した場合においても、合理的かつ機動的な対応ができる管理体制を整備しております。

運用・調達のバランスを考慮して策定した半期間の資金計画に基づき、日次・週次・月次・四半期毎で資金繰り見通し及び実績を管理し、常務会・取締役会へ報告しております。また、万一の場合に備えて「緊急時の資金繰り管理要領」等を策定し、資金繰り懸念時・緊急時の管理体制を整備しております。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　現金預け金	82,664	82,664	―
(2)　有価証券			
その他有価証券	351,767	351,767	―
(3)　貸出金	1,371,093		
貸倒引当金(＊1)	△14,096		
	1,356,997	1,380,930	23,933
資　産　計	1,791,429	1,815,362	23,933
預　金	1,718,630	1,719,112	481
負　債　計	1,718,630	1,719,112	481
デリバティブ取引(＊2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3)	(3)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(940)	(940)	―
デリバティブ取引計	(943)	(943)	―

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1)　現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金についても、残存期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)　有価証券

株式及び受益証券は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等により評価した価格によっております。自行保証付私募債は、貸出金と同一の方法により、当行格付に基づく信用リスク、担保による保全状況等を勘案し、時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(追加情報)

従来、保有する変動利付国債のうち、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値（以下、「店頭売買参考統計値」という。）を時価とみなせないと判断したものについては、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額を時価としておりましたが、保有するすべての変動利付国債について店頭売買参考統計値を時価とみなすことが相当と判断し、店頭売買参考統計値を時価としております。

なお、合理的に算定された公正な評価額により評価した場合に比べ、「有価証券」は1,008百万円減少、「繰延税金資産」は358百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は649百万円減少しております。

(3)　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の元利金の合計額を、当行格付に基づく信用リスク等のリスクプレミアムを算定し無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。また、住宅ローンについては、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価

額を時価としております。 また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利の定期預金については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引の金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産⑵ その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）（＊３）	1,179
非上場受益証券（＊２）（＊３）	47
合　計	1,226

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
（＊２）受益証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
（＊３）当連結会計年度において、非上場株式及び非上場受益証券について減損処理は行っておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超	期間の定めのないもの
預け金	61,763	—	—	—	—	—
有価証券	3,666	56,791	88,887	35,447	147,288	—
その他有価証券のうち満期のあるもの	3,666	56,791	88,887	35,447	147,288	—
うち国　債	683	23,258	16,371	3,000	96,000	—
地方債	160	1,939	6,731	3,396	5,505	—
社　債	2,823	28,594	53,937	29,051	26,783	—
その他	—	3,000	11,847	—	19,000	—
貸出金（＊）	329,540	294,269	178,257	112,149	418,155	3,289
合　計	394,970	351,061	267,144	147,596	565,443	3,289

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない35,431百万円は含めておりません。

（注４）有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超
預　　金(＊)	1,367,456	158,295	16,348	4,348
合　計	1,367,456	158,295	16,348	4,348

（＊）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

１．その他有価証券（平成24年３月31日現在）

	種　類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差　額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	2,859	2,084	775
	債　券	255,127	250,064	5,062
	国　債	121,481	119,237	2,243
	地方債	15,030	14,738	291
	社　債	118,614	116,087	2,526
	その他	8,873	8,800	73
	外国債券	8,873	8,800	73
	小　計	266,859	260,948	5,911
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	4,927	5,992	△1,064
	債　券	48,726	49,067	△340
	国　債	19,745	20,039	△294
	地方債	3,109	3,114	△5
	社　債	25,872	25,912	△40
	その他	31,253	33,653	△2,399
	外国債券	23,375	25,004	△1,629
	小　計	84,907	88,712	△3,804
合　計		351,767	349,661	2,106

２．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年４月１日　至 平成24年３月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株　式	941	174	270
債　券	177,774	1,356	166
国　債	103,022	82	166
地方債	57,210	958	—
社　債	17,542	314	—
その他	574	80	—
合　計	179,290	1,611	436

3．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。当連結会計年度における減損処理額は、株式150百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下の通りであります。

(1) 株式及び受益証券

連結会計年度末前１ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が、取得原価に比べて30％以上下落した場合。

(2) 債券

連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、及び30％以上50％未満下落した場合で発行会社の財務内容等に懸念が認められる場合。

（税効果会計関係）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6％から、平成24年４月１日に開始する連結会計年度から平成26年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.92％に、平成27年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.55％となります。この税率変更により、「繰延税金資産」は640百万円減少し、「法人税等調整額」は701百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は427百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	513円22銭
１株当たりの当期純利益金額	32円58銭

［参考情報］

「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号平成22年6月30日）に基づいて、以下のとおり作成しております。

第146期(平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで)連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
少数株主損益調整前当期純利益	5,849
その他の包括利益	△ 225
その他有価証券評価差額金	△ 544
繰延ヘッジ損益	△ 107
土地再評価差額金	427
包括利益	5,624
親会社株主に係る包括利益	5,607
少数株主に係る包括利益	16

（注）その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	△163百万円
組替調整額	△932百万円
税効果調整前	△1,095百万円
税効果額	551百万円
その他有価証券評価差額金	△544百万円
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	△330百万円
組替調整額	225百万円
税効果調整前	△105百万円
税効果額	△２百万円
繰延ヘッジ損益	△107百万円
土地再評価差額金	
当期発生額	－ 百万円
組替調整額	－ 百万円
税効果調整前	－ 百万円
税効果額	427百万円
土地再評価差額金	427百万円
その他の包括利益合計	△225百万円

第146期末（平成24年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**82,664**	**預金**	**1,720,266**
現金	20,901	当座預金	78,174
預け金	61,763	普通預金	538,343
コールローン	**25,246**	貯蓄預金	20,732
有価証券	**353,783**	通知預金	10,634
国債	141,226	定期預金	1,027,654
地方債	18,139	定期積金	25,086
社債	144,486	その他の預金	19,640
株式	9,754	**借用金**	**13,180**
その他の証券	40,175	借入金	13,180
貸出金	**1,371,533**	**外国為替**	**48**
割引手形	20,645	売渡外国為替	48
手形貸付	93,126	未払外国為替	0
証書貸付	1,209,863	**社債**	**10,000**
当座貸越	47,898	**その他負債**	**9,504**
外国為替	**738**	未払法人税等	777
外国他店預け	623	未払費用	3,625
買入外国為替	7	前受収益	983
取立外国為替	107	従業員預り金	1,414
その他資産	**7,012**	給付補てん備金	24
未決済為替貸	44	金融派生商品	1,109
前払費用	135	リース債務	1,023
未収収益	1,701	資産除去債務	26
金融派生商品	165	その他の負債	519
その他の資産	4,965	**賞与引当金**	**826**
有形固定資産	**19,940**	**退職給付引当金**	**6,436**
建物	4,530	**役員退職慰労引当金**	**296**
土地	13,950	**睡眠預金払戻損失引当金**	**202**
リース資産	947	**偶発損失引当金**	**147**
建設仮勘定	62	**再評価に係る繰延税金負債**	**3,006**
その他の有形固定資産	448	**支払承諾**	**2,451**
無形固定資産	**882**	**負債の部合計**	**1,766,367**
ソフトウェア	520		
リース資産	26	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	334	**資本金**	**38,300**
繰延税金資産	**6,973**	**資本剰余金**	**24,600**
支払承諾見返	**2,451**	資本準備金	24,600
貸倒引当金	**△14,265**	**利益剰余金**	**23,192**
		利益準備金	612
		その他利益剰余金	22,579
		繰越利益剰余金	22,579
		自己株式	**△1,448**
		株主資本合計	**84,643**
		その他有価証券評価差額金	**1,357**
		繰延ヘッジ損益	**△576**
		土地再評価差額金	**5,166**
		評価・換算差額等合計	**5,948**
		純資産の部合計	**90,592**
資産の部合計	**1,856,960**	**負債及び純資産の部合計**	**1,856,960**

第146期(平成23年４月１日から平成24年３月31日まで)損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**41,133**
資金運用収益	**32,748**	
貸出金利息	29,619	
有価証券利息配当金	3,029	
コールローン利息	62	
預け金利息	14	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	**2,942**	
受入為替手数料	1,100	
その他の役務収益	1,842	
その他業務収益	**1,456**	
外国為替売買益	99	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	1,356	
その他経常収益	**3,986**	
貸倒引当金戻入益	3,323	
償却債権取立益	4	
株式等売却益	254	
その他の経常収益	402	
経常費用		**29,328**
資金調達費用	**2,811**	
預金利息	2,298	
コールマネー利息	0	
借用金利息	11	
社債利息	251	
金利スワップ支払利息	232	
その他の支払利息	17	
役務取引等費用	**1,660**	
支払為替手数料	301	
その他の役務費用	1,359	
その他業務費用	**168**	
国債等債券売却損	166	
金融派生商品費用	2	
営業経費	**22,964**	
その他経常費用	**1,723**	
貸出金償却	367	
株式等売却損	270	
株式等償却	255	
その他の経常費用	831	
経常利益		**11,805**
特別損失		**301**
固定資産処分損	163	
減損損失	138	
税引前当期純利益		**11,503**
法人税、住民税及び事業税	**703**	
法人税等調整額	**5,396**	
法人税等合計		**6,099**
当期純利益		**5,404**

第146期(平成23年４月１日から平成24年３月31日まで)株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	38,300
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	38,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	24,600
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	24,600
資本剰余金合計	
当期首残高	24,600
当期変動額	
当期変動額合計	－
当期末残高	24,600
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	324
当期変動額	
利益準備金の積立	288
当期変動額合計	288
当期末残高	612
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	18,857
当期変動額	
利益準備金の積立	△ 288
剰余金の配当	△ 1,443
当期純利益	5,404
土地再評価差額金の取崩	50
当期変動額合計	3,721
当期末残高	22,579
利益剰余金合計	
当期首残高	19,181
当期変動額	
利益準備金の積立	－
剰余金の配当	△ 1,443
当期純利益	5,404
土地再評価差額金の取崩	50
当期変動額合計	4,010
当期末残高	23,192

（単位：百万円）

科目	金額
自己株式	
当期首残高	△ 142
当期変動額	
自己株式の取得	△ 1,305
当期変動額合計	△ 1,305
当期末残高	△ 1,448
株主資本合計	
当期首残高	81,939
当期変動額	
剰余金の配当	△ 1,443
当期純利益	5,404
自己株式の取得	△ 1,305
土地再評価差額金の取崩	50
当期変動額合計	2,704
当期末残高	84,643
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,902
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 544
当期変動額合計	△ 544
当期末残高	1,357
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△ 468
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 107
当期変動額合計	△ 107
当期末残高	△ 576
土地再評価差額金	
当期首残高	4,789
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	376
当期変動額合計	376
当期末残高	5,166
評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,223
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 275
当期変動額合計	△ 275
当期末残高	5,948
純資産合計	
当期首残高	88,162
当期変動額	
剰余金の配当	△ 1,443
当期純利益	5,404
自己株式の取得	△ 1,305
土地再評価差額金の取崩	50
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 275
当期変動額合計	2,429
当期末残高	90,592

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

［重要な会計方針］

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式及びその他の証券の中の受益証券については当事業年度末前１カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

従来、保有する変動利付国債のうち、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値（以下、「店頭売買参考統計値」という。）を時価とみなせないと判断したものについては、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、合理的に算定された公正な評価額を時価としておりましたが、当事業年度末においては、保有するすべての変動利付国債について店頭売買参考統計値を時価とみなすことが相当と判断し、店頭売買参考統計値を時価としております。

なお、合理的に算定された公正な評価額により評価した場合に比べ、「有価証券」は1,008百万円減少、「繰延税金資産」は358百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は649百万円減少しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物	15年～47年
その他	３年～15年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務　その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異(9,082百万円)については、厚生年金基金の代行部分に係るものの消滅を認識した上で残額について15年による按分額を費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は27百万円(税効果額控除前)であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワッ

プ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月４日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月４日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

1．関係会社の株式総額　789百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は6,291百万円、延滞債権額は29,109百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は857百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,656百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は43,915百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,653百万円であります。

7．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、3,555百万円であります。

8．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	25百万円
有価証券	133,358百万円
その他の資産	29百万円
担保資産に対応する債務	
預金	5,536百万円
借用金	13,180百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券23,300百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は3,602百万円であります。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、51,234百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが47,663百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載しておりません。

11. 有形固定資産の減価償却累計額　10,008百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,003百万円

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は522百万円であります。

15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

１．取得原価相当額	有形固定資産	498百万円
	無形固定資産	100百万円
	合計	598百万円
２．減価償却累計額相当額	有形固定資産	424百万円
	無形固定資産	87百万円
	合計	511百万円
３．期末残高相当額	有形固定資産	73百万円
	無形固定資産	13百万円
	合計	86百万円
４．未経過リース料期末残高相当額	１年内	77百万円
	１年超	18百万円
	合計	96百万円

５．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	138百万円
減価償却費相当額	120百万円
支払利息相当額	7百万円

6．減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7．利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

16　関係会社に対する金銭債権総額　747百万円

17　関係会社に対する金銭債務総額　1,636百万円

18　銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、288百万円であります。

（損益計算書関係）

関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	17百万円
役務取引等に係る収益総額	7百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	31百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	16百万円
その他の取引に係る費用総額	664百万円
関係会社とのその他の取引高の総額	740百万円

その他の経常費用には、延滞債権等を売却したことによる損失373百万円を含んでおります。

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失額
茨城県	遊休資産１カ所	土地及び建物動産等	138百万円

（グルーピングの方法）

資産については、営業店単位でグルーピングを行い、また、本部・事務センター・研修所・寮等については共用資産としております。

（減損損失の認識に至った経緯）

営業店舗の建替え等により投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額138百万円を減損損失として、特別損失に計上しております。

（回収可能価額）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。不動産鑑定評価基準等に基づき評価した額により処分費用見込額を控除して算定しております。

関連当事者との取引は、次のとおりであります。

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等（人）	事業上の関係				
子会社	東日本保証サービス㈱	東京都江戸川区	30	保証業	100	―	当行貸出金の債務者に関する信用保証	保証委託（注1）	134,397	―	―
								支払保証料（注2）	16	―	―
								代位弁済（注3）	740	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）当行貸出金の債務者に関する保証委託期末残高であります。なお、保証料は、債務者が直接同社に支払うほか一部の貸出金については、当行より支払っております。

（注２）支払保証料につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

（注３）取引金額は、当事業年度中に同社より代位弁済を受けた合計金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

1．自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	362	7,681	—	8,044	（注）
合　計	362	7,681	—	8,044	

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加7,681千株は、取締役会決議に基づく自己株式取得によるもの7,675千株及び単元未満株式の買取りによるもの６千株であります。

（有価証券関係）

1．子会社・子法人等株式（平成24年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	789

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

2．その他有価証券（平成24年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	2,859	2,084	775
	債　券	255,127	250,064	5,062
	国　債	121,481	119,237	2,243
	地方債	15,030	14,738	291
	社　債	118,614	116,087	2,526
	その他	8,873	8,800	73
	外国債券	8,873	8,800	73
	小　計	266,859	260,948	5,911
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	4,927	5,992	△ 1,064
	債　券	48,726	49,067	△ 340
	国　債	19,745	20,039	△ 294
	地方債	3,109	3,114	△ 5
	社　債	25,872	25,912	△ 40
	その他	31,253	33,653	△ 2,399
	外国債券	23,375	25,004	△ 1,629
	小　計	84,907	88,712	△ 3,804
合　計		351,767	349,661	2,106

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）
株　式	1,179
その他	47
合　計	1,226

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年４月１日　至 平成24年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株　式	941	174	270
債　券	177,774	1,356	166
国　債	103,022	82	166
地方債	57,210	958	—
社　債	17,542	314	—
その他	574	80	—
合　計	179,290	1,611	436

4．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。当事業年度における減損処理額は、株式150百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下の通りであります。

⑴　株式及び受益証券

事業年度末前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が、取得原価に比べて30％以上下落した場合。

⑵　債券

事業年度末日における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、及び30％以上50％未満下落した場合で発行会社の財務内容等に懸念が認められる場合。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,226百万円
株式等償却	1,394百万円
退職給付引当金	2,327百万円
減価償却費の損金算入限度超過額	112百万円
その他	1,834百万円
繰延税金資産小計	8,894百万円
評価性引当額	△1,171百万円
繰延税金資産合計	7,723百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	748百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	750百万円
繰延税金資産の純額	6,973百万円

2．「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6％から、平成24年４月１日に開始する事業年度から平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.92％に、平成27年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.55％となります。この税率変更により、「繰延税金資産」は640百万円減少し、「法人税等調整額」は701百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は427百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１．１株当たりの純資産額	512円90銭
２．１株当たりの当期純利益金額	30円19銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月10日

株式会社 東 日 本 銀 行
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐 藤 智 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東日本銀行の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年５月10日

株式会社 東 日 本 銀 行
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 智 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東日本銀行の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第146期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年５月15日

株式会社 東日本銀行　監査役会

常勤監査役　藤　岡　健　史　㊞
常勤監査役　大　谷　　博　㊞
社外監査役　大　呑　秀　城　㊞
社外監査役　大　野　克　人　㊞

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当行は、銀行としての公共的使命に鑑み、経営体質の強化を図るとともに、内部留保の充実にも意を用いつつ、配当についても安定的な実施を基本方針としておりますので、期末配当を次のとおりとさせていただきたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金４円　　総額 706,515,096 円

といたします。

（注）中間配当金を含めますと、年間の配当金は１株につき金８円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年６月28日といたします。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第22条（社外取締役の責任限定契約）及び第32条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。なお、第22条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しています）

現　行　定　款	変　更　案
第21条（条文省略）	第21条（現行どおり）
（新　設）	第22条（社外取締役の責任限定契約）当銀行は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。
第22条（取締役会の招集者および議長）取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。取締役頭取に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第23条（同左）
第23条～第30条（条文省略）	第24条～第31条（現行どおり）
（新　設）	第32条（社外監査役の責任限定契約）当銀行は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。
第31条（監査役会の招集通知）監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、監査役会は監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。	第33条（同左）
第32条～第37条（条文省略）	第34条～第39条（現行どおり）

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役　鏡味　徳房、石井　道遠、水田　敏夫、伊藤　均、髙安　正樹、大神田　智男の６氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役　横須賀　一典氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため２名増員し、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
①	かがみ　のりふさ 鏡味　徳房 （昭和17年５月18日生）	平成６年７月　大蔵省関税局長 平成７年７月　日本輸出入銀行理事 平成11年11月　当行顧問 平成12年６月　取締役副頭取 平成13年４月　取締役頭取 平成23年４月　取締役会長 現在に至る	66,000株
②	いしい　みちとお 石井　道遠 （昭和26年12月11日生）	平成20年７月　国税庁長官 平成21年８月　独立行政法人経済産業研究所 上席研究員 平成22年２月　当行顧問 平成22年６月　取締役副頭取 平成23年４月　取締役頭取 現在に至る	50,000株
③	みずた　としお 水田　敏夫 （昭和27年10月19日生）	昭和50年４月　当行入行 平成15年10月　監査部副部長 平成17年６月　監査部長 平成18年６月　取締役監査部長 平成20年６月　常務取締役 現在に至る （審査部、管理部担当）	24,000株
④	いとう　ひとし 伊藤　均 （昭和28年７月30日生）	昭和52年４月　当行入行 平成14年４月　中板橋支店長 平成16年６月　経営企画部長 平成20年６月　取締役監査部長 平成22年６月　常務取締役 現在に至る （経営企画部、証券・国際部、リスク統括部担当）	20,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
⑤	おおかんだ　とも　お 大神田　智　男 （昭和31年10月８日生）	昭和54年４月　当行入行 平成15年４月　お客さまサービス部副部長 平成15年11月　営業統括部副部長 平成19年６月　池袋支店長 平成22年６月　取締役営業推進部長 現在に至る	13,000株
⑥	お　じま　まさ　とし ※小　島　正　年 （昭和30年１月10日生）	昭和52年４月　当行入行 平成17年10月　審査部副部長 平成20年６月　業務渉外部長 平成21年10月　水戸支店長 平成23年６月　水戸参与支店長 現在に至る	22,500株
⑦	か　とう　けん　いち ※加　藤　健　一 （昭和33年１月24日生）	昭和55年４月　当行入行 平成16年４月　駒込支店長 平成18年６月　浜松町支店長 平成22年４月　営業統括部長 平成23年６月　神田支店長 現在に至る	9,000株
⑧	ほん　だ　　おさむ ※本　田　　修 （昭和32年４月５日生）	昭和55年４月　当行入行 平成15年４月　経営企画部副部長 平成20年６月　経営企画部長 平成21年１月　経営企画部長兼リスク統括部長 平成22年６月　経営企画部長 現在に至る	22,562株
⑨	いの　うえ　　けん ※井　上　　健 （昭和23年１月７日生）	昭和45年４月　日本銀行入行 平成10年７月　人事局長 平成11年６月　三井海上火災保険株式会社（現　三井住友海上火災保険株式会社）顧問 平成12年６月　社団法人全国地方銀行協会常務理事 平成20年６月　日本通運株式会社警備輸送事業部顧問 平成23年６月　ときわ総合サービス株式会社代表取締役社長（現職） 現在に至る	０株

（注）1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 候補者　井上　健氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4. 井上　健氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として豊富な経験と幅広い知見をもたれ、それらを当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当行は、社外取締役候補者である井上　健氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう同氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第２号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を辞任される横須賀　一典氏及び任期満了により退任される髙安　正樹氏に対し、それぞれの在任中の功労に報いるため、当行の役員退職慰労金規程に従い、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
よこすか　かず　のり 横須賀　一　典	平成21年６月　取締役審査部長 平成22年６月　取締役監査部長 現在に至る
たか　やす　まさ　き 髙　安　正　樹	平成22年６月　取締役人事部長 現在に至る

また、当行は、役員報酬体系の見直しにより平成24年５月15日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第３号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役５名並びに本総会後も引き続き在任する取締役４名に対して、本総会終結の時までの在任期間の功労に報いるため、従来の当行役員退職慰労金規程に従い、相当額

の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各人の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
鏡　味　徳　房	平成12年６月　取締役副頭取 平成13年４月　取締役頭取 平成23年４月　取締役会長 現在に至る
石　井　道　遠	平成22年６月　取締役副頭取 平成23年４月　取締役頭取 現在に至る
水　田　敏　夫	平成18年６月　取締役監査部長 平成20年６月　常務取締役 現在に至る
越阪部　勝　実	平成19年６月　取締役審査部長 平成21年６月　常務取締役 現在に至る
小　椋　正　治	平成19年６月　取締役営業推進部長 平成22年６月　常務取締役 現在に至る
伊　藤　　均	平成20年６月　取締役監査部長 平成22年６月　常務取締役 現在に至る
大神田　智　男	平成22年６月　取締役営業推進部長 現在に至る
小　口　　勇	平成23年６月　取締役本店営業部長 現在に至る
須　田　賢　司	平成23年６月　取締役審査部長 現在に至る

第５号議案　監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当行は、役員報酬体系の見直しにより平成24年５月15日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、在任する監査役４名に対して、本総会終結の時までの在任期間の労に報いるため、従来の当行役員退職慰労金規程に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各人の退任時とし、その具体的金額、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
藤　岡　健　史	平成21年６月　当行監査役（常勤） 現在に至る
大　谷　　博	平成23年６月　当行監査役（常勤） 現在に至る
大　呑　秀　城	平成14年６月　当行監査役 現在に至る
大　野　克　人	平成19年６月　当行監査役 現在に至る

第６号議案　取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、平成６年６月29日開催の当行第128期定時株主総会において、月額1,810万円以内として、ご決議をいただいたものでありますが、役員退職慰労金制度を廃止する一方で、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、後記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当行における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く）に対し年額95百万円以内として、設定いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当行における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は11名であり、第３号議案のご承認が得られますと取締役は13名（うち社外取締役は１名）となります。

記

当行の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

①　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当行普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の総数は、取締役（社外取締役を除く）に対して950,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができ

る株式の総数の上限とする。各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役（社外取締役を除く）に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当行が、当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、決議日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数9,500個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

以　上

【インターネット等による議決権行使のご案内】

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-kosi.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※ バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。（「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

3．インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成24年６月26日（火曜日）午後５時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申しあげます。

4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットによって、複数回、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1．パソコンを利用する場合

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver. 6.0 以上を使用できること。

(3) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合にはAdobe Reader ver. 6.0以上を使用できること。

(4) ハードウェアの環境として、上記のインターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

※ Microsoft 及び Internet Explorer は、米国 Microsoft Corporation の、米国、日本及びその他の国における登録商標又は商標です。

※ Adobe Reader は、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国並びに他の国における商標又は登録商標です。

2．携帯電話を利用する場合

(1)「ｉモード®」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。

(2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※「ｉモード」は株式会社NTTドコモの登録商標です。

※「EZweb」はKDDI株式会社の登録商標です。

※「Yahoo!」及び「Yahoo!」「Y!」のロゴマークは、米国 Yahoo! Inc. の登録商標又は商標です。

〔「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について〕

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　日本証券代行(株)代理人部　ＩＴ総会ヘルプデスク
【専用ダイヤル】　0120−707−743
受付時間　9:00〜21:00(土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋３丁目11番２号

当行本店 ５階会議室

電話（０３）３２７３－６２２１(代表)

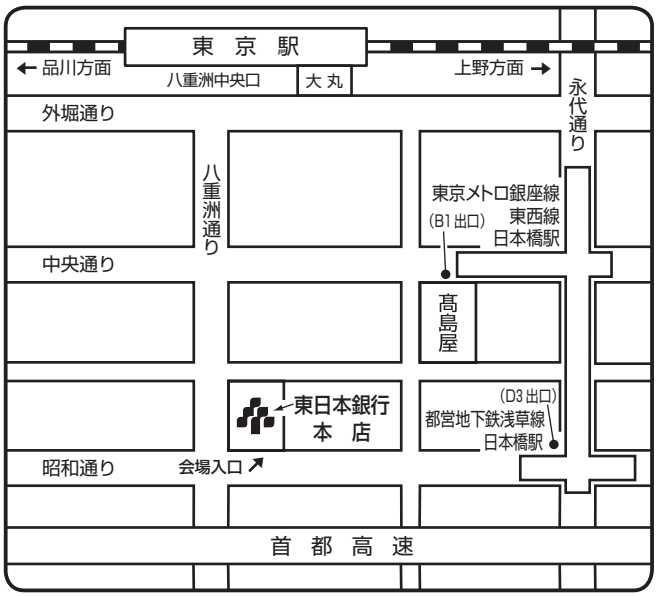

ＪＲ	東京駅（八重洲中央口）から	徒歩 約７分
東京メトロ	日本橋駅（B1出口）から	徒歩 約３分
都営地下鉄	日本橋駅（D3出口）から	徒歩 約３分